

妊産婦総合対策事業について

令和2年11月13日
子ども・家庭支援課

1 背景・目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、妊産婦は日常生活等が制約されており、出産や育児、自身や胎児・新生児の健康等に対する強い不安を抱えて生活している状況にある。

このことから、妊婦が不安を解消して安心した気持ちで出産を迎えるとともに、妊産婦が孤立せずに生活・育児できる環境を整えるため、妊産婦に対する総合的な支援を実施する。

2 事業内容

(1) 妊産婦電話相談窓口の設置

出産や育児等に不安を抱える妊産婦やその家族等が気軽に相談できる窓口を設置し、妊産婦の不安解消及び育児支援等につなげる。

◇相談体制

令和2年7月より、一般社団法人宮城県助産師会への委託により電話相談窓口を設置。

相談専用電話番号を開設し、助産師が相談に対応する。



◇相談日時

週3回(月・水・金) 午後1時から午後7時まで *休日及び年末年始を除く
(仙台市と共同設置)

◇相談実績

実施月	件数	相談内訳
R2年7月	4	コロナ関連(1), 授乳のこと(3)
8月	6	精神面(1), 分娩場所(1), 育児のこと(1), 授乳のこと(1), その他(2)
9月	15	身体面(7), 精神面(2), 出産のこと(1), 育児のこと(1), 授乳のこと(4), その他(1)
10月	9	コロナ関連(1), 身体面(2), 育児のこと(4), 授乳のこと(1), その他(2)

(2) 不安を抱える妊婦への出産前新型コロナウイルス検査(R2年度国第二次補正予算事業)

新型コロナウイルス感染への不安等を抱える妊婦の不安を軽減し、安心して出産を迎えるための支援の一環として、出産前新型コロナウイルス検査(以下「検査」という。)の実施体制を整備し、希望する妊婦への検査を実施する。

◇検査の概要

検査を希望する妊婦は、事前に分娩取扱施設の産科主治医から検査に係る説明を受け、分娩取扱施設は、妊婦の希望(同意)を確認した上で検査を実施(または申込み)することとし、県が検査に係る費用を補助する(妊婦1人につき1回限り)。

*里帰り出産等を含め、県内分娩取扱施設で出産を予定している妊婦が対象。

*原則、妊娠32週以降の検査予約受付、妊娠36週～38週に検査を実施。

◇検査体制

公益社団法人宮城県医師会への委託により実施。

⇒東北大学診療所（ドライブスルー）の予約受付業務，検体集荷及び検査，検査の事前説明を行う分娩取扱施設及び検体採取機関への支払業務。

◇検査方法等

東北大学診療所（ドライブスルー）または妊婦が出産を予定している分娩取扱施設（検体採取可能な分娩取扱施設のみ）において，鼻咽頭ぬぐい液または唾液での検体採取を行う。

◇検査実績（検査結果は，全て陰性）

実施区分	7月	8月	9月	10月
東北大学診療所	3	92	119	79
（再掲）宮城県	0	56	68	41
仙台市	3	36	51	38
自院採取（鼻咽頭）	0	2	3	80
（再掲）宮城県	—	0	1	9
仙台市	—	2	2	71
自院採取（唾液）	—	—	7	105
（再掲）宮城県	—	—	4	91
仙台市	—	—	3	14
合計	3	94	129	264

（3）新型コロナウイルスに感染した妊産婦に対する寄り添い型支援事業（R2年度国第二次補正予算事業）

新型コロナウイルスに感染した妊産婦は，自身の健康管理，胎児や出産した児への影響など，妊産婦特有の不安等を抱いて退院し，地域へ戻ることが考えられることから，妊産婦の希望に応じて，母子保健事業の実施主体である市町村との協働・連携のもと，助産師や保健師等が訪問や電話等で寄り添い支援を実施し，妊産婦の安心した地域生活や育児につなげる。

◇事業の概要

妊産婦が本事業による相談支援を希望する場合，妊産婦は，支援希望確認書を記入し，入院医療機関または妊産婦の居住地管轄保健所（以下「管轄保健所」という。）に提出する。

*本事業に係る周知及び説明については，妊産婦が入院となった場合は，入院した医療機関（以下「入院医療機関」という。），それ以外の場合は，管轄保健所が行う。

◇支援の流れ等

- ①支援希望確認書にて妊産婦の支援希望を確認した管轄保健所は，入院医療機関や妊産婦の居住地市町村（以下「市町村」という。）と連携の上，妊産婦の支援方針や役割分担等について検討する。
- ②検討結果を踏まえ，支援担当者が妊産婦への支援を実施する（訪問による相談対応や支援とするが，妊産婦の状況に応じて，電話及びビデオ通話等のオンラインの相談等で支援を実施する）。
- ③初回支援終了後，管轄保健所と市町村等が初回支援の内容や支援結果を共有するとともに，継続支援の必要性等について検討し，必要に応じて支援を継続する。
なお，妊産婦に適切な支援が提供され，健康管理や育児に関する不安の解消や養育環境の整備等に至ったと判断された場合，本事業による支援は終結とする（管轄保健所と市町村の協議により判断・決定する）。